

東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 公売無効確認請求上告提起事件

国側当事者・国（東京国税局長）

平成31年1月9日却下・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●（○○）第●●号、平成30年9月25日判決、順号2018-32）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●（○○）第●●号、平成30年2月16日判決、順号2018-7）

決 定

上告人	X
被上告人	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	東京国税局長 藤城 眞

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状兼上告受理申立書には上告理由の記載がないこと、上告人は平成30年11月7日に上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人は前記上告提起通知書の送達を受けた日から50日以内に上告理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内にこれを提出していないことが明らかである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法316条1項2号により本件上告を却下することとし、主文のとおり決定する。

平成31年1月9日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中西 茂

裁判官 野原 利幸

裁判官 金澤 秀樹